

(別紙)

議案第37号「福津市学童保育所条例を改正することについて」に対する付帯決議  
(案)

〔提案理由〕

本条例は福津市学童保育所の保育料の値上がりに関するものである。改定の目的として、学童保育事業の安定的運営を継続するために運営費にかかる保育料の適正化を図るものである。また、第3次福津市行財政改革大綱と実施計画のもと、行政サービスの再構築として負担の公平化を図り、市民ニーズに合った施設、サービスへの転換を行うため、利用料の見直しを行うものでもある。

また、学童保育所の保育に要する費用に対し、利用者の負担する保育料が合併時のままで近隣市と比べても安価であり、国の指針においても運営費について公費負担と保護者負担割合を合わせていくという意図もある。

子育て分野に関しては環境の充実のため、厳しい財政状況の下で一部負担をお願いしていくことについては一定の理解はできる。

しかしながら、昨今の物価の高騰など市民生活は厳しい状況もあり、受益者に費用を負担するのであれば、第3次福津市行財政改革大綱の答申内容の付帯意見にもあった市民に対して「タイムリーかつ丁寧な説明と対話」を行うことが必要である。保護者には改正にあたっての十分な説明と理解を求めるため説明会を開催する必要があると考える。働く現場の人たちの環境も依然として厳しいので、利用者、学童関係者相互に理解を得られることが望ましい。

また、利用料の改定によって市の負担額が減少し、効果額が増えることから市民ニーズに合った施設、サービスへの転換を行うことが可能である。福津市が将来にわたり安定した財政状況を保つと共に、事業者や現場の先生、市民ニーズに寄り添い学童保育の質の向上、保育環境の改善につながる施策に活用する必要がある。

以上の理由から、下記のとおり付帯決議を提出する。

## 記

- ・保護者に十分な説明と理解を求めるための説明会はもとより関係者と綿密な連携をとること。
- ・学童保育所保育料の増額による市の負担軽減分については、事業者や現場の先生、市民ニーズに寄り添い学童保育の質の向上、保育環境の改善につながる施策に活用すること。